

令和3年4月27日

コロナ禍における学生の海外渡航について

令和3年度の学生の海外渡航については、新型コロナウイルスの感染状況や、それに伴う国内外の渡航制限などを踏まえ、以下のとおり取り扱う。

<日本から海外に渡航する学生の取扱い>

学生の海外渡航については、外務省が発出する「海外安全情報」を踏まえ、当面の間、オンラインでの実施を推奨する。現地へ渡航する必要がある場合は、学生は、事前に指導教員の承認を得て、別添の「コロナ禍における海外への渡航について」を基準日（※1）前日までに担当部署に提出すること。

以下の条件を全て満たす場合に渡航を可能とする。

1. 渡航先の機関等が学生の受入れを認めること。
2. 基準日に渡航先（国・地域）の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル1以下であること。
3. 渡航先（国・地域）が日本からの渡航を制限していないこと。日本からの入国に際して、一定期間の隔離措置等がある場合、それを遵守すること。
4. 学系長及び理事（教育、学生担当）が渡航を承認すること。

※1 基準日

3か月以上の渡航の場合：渡航開始日の90日前

3か月未満の渡航の場合：渡航開始日の60日前

ただし、土日・祝日等の場合は直前の平日とする。

【注意事項】

- ・基準日の正午（午後0時）時点で、外務省が発出する「海外安全情報」を確認し、危険レベル及び感染症危険レベルのいずれかがレベル2以上の場合は、渡航を認めない。
- ・基準日以降に危険レベル及び感染症危険レベルが共に1以下に下がっても現地渡航は認めない。
- ・基準日以降に渡航先（国・地域）の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルのいずれかがレベル2以上になった場合は、渡航を中止することとし、すでに渡航していた場合は帰国する。その場合にかかる費用は、本学規則に基づき大学が負担することとするが、自費での渡航の場合は自己負担とする。
- ・渡航中に日本国内での感染状況が悪化し、日本に入国できなくなった場合、現地での滞在の延長に係る費用は自己負担とする。
- ・担当部署は、基準日以降に学生に渡航の可否を通知することとし、渡航可の場合は、危機管理担当にも連絡することとする。

<海外に在住している学生の取扱い>

海外に在住している学生の当該国内での学会参加等に伴う移動については、当面の間、オンラインでの参加等を推奨する。当該国内で移動する必要がある場合は、学生は、事前に指導教員の承認を得て、別添の「コロナ禍における海外への渡航について」を基準日（※2）前日までに担当部署に提出すること。

以下の条件を全て満たす場合に移動を可能とする。

1. 移動先の機関等が学生の受入れを認めること。

2. 基準日に当該国の「海外安全情報」の危険レベル及び感染症危険レベルが共にレベル2以下であること。
3. 学系長及び理事（教育、学生担当）が渡航を承認すること。

※2 基準日

移動開始日の3週間前

ただし、土日・祝日等の場合は直前の平日とする。

【注意事項】

- ・基準日の正午（午後0時）時点で、外務省の発出する「海外安全情報」を確認し、危険レベル及び感染症危険レベルのいずれかがレベル3以上の場合は、移動を認めない。
- ・基準日以降に危険レベル及び感染症危険レベルが共に2以下に下がっても移動は認めない。
- ・基準日以降に、危険レベル及び感染症危険レベルのいずれかがレベル3以上になった場合は、移動を中止することとし、すでに移動していた場合は帰宅する。その場合にかかる費用は、本学規則に基づき大学が負担することとするが、自費での移動の場合は自己負担とする。
- ・当該国内での感染状況が悪化し、自宅への移動ができなくなった場合、移動先での滞在の延長に係る費用は自己負担とする。
- ・当該国から日本以外の他国への渡航は認めない。ただし、日本への入国の際は、日本政府が定める措置に従うこと。
- ・担当部署は、基準日以降に学生に移動の可否を通知することとし、渡航可の場合は、危機管理担当にも連絡することとする。
- ・別添の「コロナ禍における海外への渡航について」は、「渡航」を「移動」と読み替え、文中の「下記の事項」の4、5及び8は適用しない。

<協働教育プログラム参加学生の取扱い>

協働教育プログラム参加学生のプログラム上必須となる渡航については、本学が相手機関と協議により決定する。渡航する場合は、事前に、指導教員の承認を得て、別添の「コロナ禍における海外への渡航について」を担当部署に提出すること。渡航前に、担当部署を通して、学系長及び理事（教育、学生担当）の承認を得ること。担当部署は、渡航可の場合は、危機管理担当にも連絡することとする。

<私事渡航の取扱い>

海外への私事渡航は、自粛を強く要請する。やむを得ず私事による渡航を行う場合は、学修への影響を慎重に検討して渡航を判断すること。学生は、必ず事前に「海外渡航届」（日本人学生用）または「一時出国・帰国届」（留学生用）に加え、指導教員の承認を得て、別添の「コロナ禍における海外への渡航について」を学生・留学生支援課に提出すること。また、必ず渡航前に、学生・留学生支援課を通して、学系長及び理事（教育、学生担当）の承認を得ること。担当部署は、渡航可の場合は、危機管理担当にも連絡することとする。

上記すべての渡航・移動において、全旅行期間を対象とする旅行保険に必ず加入することとする。また、渡航・移動前に、新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種することを強く勧める。

日本への入国の際は、入国後14日間、空港周辺のホテルで待機することとし、ホテル名及び住所（やむを得ず、空港周辺のホテル以外で待機する場合はその場所及び住所）を事前に学生・留学生支援課（日本人学生：学生生活係、外国人留学生：留学生係）に申し出ること。

コロナ禍における海外への渡航について（誓約書）

年 月 日

学生番号 _____ 氏名（自署） _____

私は、以下の用務で渡航したいのでお認め願います。

渡航期間：

用 務：

用務先（国名、都市名、機関名）：

外務省が定める派遣先（国・地域）の危険レベル： _____ 感染症危険レベル： _____

ワクチン接種日：1回目 _____ 2回目 _____ （接種証明書を添付）

なお、新型コロナウイルス感染症に関する下記の事項について承諾・厳守します。
ただし、その他本学の規則等に定めのある事項はそれに従います。

記

1. 本渡航について親族の了承を得ていること。
2. 本渡航を遂行できる健康状態であること。
3. 全旅行期間を対象とする旅行保険に加入していること。
4. 派遣先（国・地域）及び日本への入国時の隔離期間を考慮したうえで、日本からの出国を検討すること。また、隔離期間に係る経費については、自ら負担すること。
5. 日本への入国に際して、検疫所に外国を出国する前72時間以内の検査証明書の提示が必要となる場合に、その指示に従うほか、入国後14日間の公共交通機関の不利用、空港周辺のホテル（※）での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入等についての誓約書の提出等の指示に従うこと。
6. 渡航期間中に新型コロナウイルス感染症に感染し、それに伴う隔離、入院等が発生した場合は、隔離や治療に係る経費について自ら負担すること。
7. 新型コロナウイルス感染症の感染状況の悪化等が生じた場合、本学は学生の安全を第一とし、派遣の中止あるいは帰国勧告を行う。それらの事態が生じた場合は、本学の指示に速やかに従うこと。派遣の中止あるいは帰国に関する費用は、本学規則に基づき大学が負担する。（ただし、自費での渡航の場合は除く。）
8. 現地渡航中に日本国内での感染状況が悪化し、日本に入国できなくなった場合、現地での滞在の延長に係る費用は自ら負担すること。
9. 万一、渡航中に死亡した場合は、遺族が遺体（遺骨）の搬送等の責任を持つこと。
10. 上記以外の事項で疑義が生じた場合又は上記に定めのない事項については、大学の指示に従うこと。

（指導教員）

承認日 _____ 氏名（自署） _____

※ホテル名及び住所（やむを得ず、空港周辺のホテル以外で待機する場合はその場所及び住所）を事前に学生・留学生支援課（日本人学生：学生生活係、外国人留学生：留学生係）に申し出ること。

◎指導教員の承認を得た上で提出すること。以下は、記入しないこと。

（学系長）

承認日 _____ 氏名（自署） _____

（理事（教育、学生担当）・副学長）

承認日 _____ 氏名（自署） _____

備考：教員の氏名欄（自署）は、承認の確認できる電子メール等の提出で代えることができる。